

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

令和5年8月23日午後1時00分～午後6時20分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) 令和5年度「インドネシア警察行政比較セミナー」の実施について

9月25日から10月13日までの間、警察本部等において、インドネシア国家警察警察官12人を対象に「インドネシア警察行政比較セミナー」を実施する旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ この機会を捉え、積極的な意見交換等を交えながら相互の交流を深め、実りのある研修となるように努めていただきたい。

(2) 私電磁的記録不正作出・同供用事件等の検挙について

大阪府警察・関東管区警察局サイバー特別捜査隊合同捜査本部が、東警察署管内で発生した不正アクセス事件を端緒に、標記の事件につき、インドネシア国家警察と国際共同捜査を実施してきたところ、7月9日までに被疑者2人を検挙した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 国際協力を通じて解決した意義のある検挙と認識している。引き続き、相互の連携・協力関係の維持に努め、積極的な検挙をお願いしたい。

(3) 強制性交等事件の検挙について

捜査第一課が、標記の事件につき、8月3日までに被疑者1人を検挙した旨の報告があった。

(4) 警察官に対する殺人未遂等事件の検挙について

捜査第四課が、阿倍野警察署、港警察署と合同で、標記の事件につき、8月16日に被疑者2人を検挙した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ このような、警察官に対する不法事案については、徹底した対応を図っていただきたい。

(5) 令和5年秋の全国交通安全運動の取組について

令和5年秋の全国交通安全運動については、9月21日から9月30日までの間、全国重点を「こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保」、「夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶」及び「自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底」とし、大阪重点を「二輪車の交通事故防止」として実施する旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 春の交通安全運動以降も交通事故抑止のための各種取締りや交差点活動に尽力していただいていると承知している。今後も継続した取組をお願いするとともに、自転車利用者へのヘルメット着用の促進にも努めていただきたい。

(6) 第21回大阪府サイバー攻撃対策協議会総会の開催について

G7大阪・堺貿易大臣会合開催に伴うサイバー攻撃対策の一環として、重要インフラ事業者等と警察との情報共有及び連携体制の強化を目的に、9月14日、警察本部において、「第21回大阪府サイバー攻撃対策協議会総会」を開催する旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ サイバー事案の対処については、重要課題であると認識しており、各関係機関が総会を通じた連携強化等により、官民が一体となって取り組んでいただきたい。

第3 個別会議

1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、75件の行政処分を決定した。

(2) 賞揚等禁止命令の発出及び意見聴取の実施について

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、賞揚等禁止命令の仮命令に係る意見聴取の期日を9月7日とし、当事者が正当な理由なく同意意見聴取に出頭しない場合は、本命令に係る意見聴取の期日を9月20日とし、いずれも開催事項を公示のうえ、主宰者を暴力団対策室長として開催する旨のほか、当事者が正当な理由なく本命令に係る意見聴取に出席しない場合は、本命令書を発出する旨を決裁した。

(3) 公益財団法人大阪府暴力追放推進センターの経営状況について

地方自治法の規定に基づき、公益財団法人大阪府暴力追放推進センターの経営状況について大阪府に報告する旨の上申があり、審議の結果、可として決裁した。

(4) 不服申立てに対する裁決について

ア 運転免許取消処分に対する審査請求事案

運転免許取消処分の取消しを求めた審査請求事案3件について、審議の結果、当該各処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから、いずれも棄却とした。

イ 運転免許効力停止処分に対する審査請求事案

運転免許効力停止処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。

ウ 運転免許証交付処分に対する審査請求事案

運転免許証交付処分の取消しを求めた審査請求事案2件について、審議の結果、当該各処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから、いずれも棄却とした。

エ 放置違反金納付命令に係る債権差押処分に対する審査請求事案

放置違反金納付命令に係る債権差押処分2件の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該各処分は既に取立てがなされて法的効果が消滅しており、その取消しを求める法律上の利益はなく、不適法であることから却下とした。

- (5) 運転免許取消処分取消請求事件の応訴について
運転免許取消処分取消請求事件1件について、7月22日、大阪地方裁判所に提訴がなされた旨の報告があり、審議の結果、応訴することとして決裁した。
- (6) 苦情・意見要望等の受理等について
ア 苦情3件について調査結果の報告があり、審議の結果、2件についてはそれぞれ回答を決定し、1件については継続審議とした。
イ 苦情・意見要望等8件の報告があり、審議の結果、1件については苦情受理として事実調査を指示し、7件については意見要望等としてそれぞれ処理方針を決定した。
- (7) 「大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例」の一部改正について
令和5年度地方財政計画において、夜間に遠隔地海上警ら業務に従事した場合の手当額について、昼間に行われた場合の日額に相当額を加算した額とすることが認められたことに伴い、「大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例」の一部を改正する旨の報告があり、可として決裁した。
- (8) 「大阪府安全なまちづくり条例第27条第1項第2号ロの規定により定める錠前、防犯、建築、住宅等に関する調査研究を行う公共的団体その他のもの」の一部改正について
大阪府安全なまちづくり条例に基づき、当府公安委員会が公示して定めた団体の一部が解散、団体名称の変更を行ったことに伴い、「大阪府安全なまちづくり条例第27条第1項第2号ロの規定により定める錠前、防犯、建築、住宅等に関する調査研究を行う公共的団体その他のもの」の一部を改正する旨の報告があり、可として決裁した。
- (9) 警察職員等の援助要求について
警察法第60条第1項の規定に基づく、警察職員等の援助要求1件について上申があり、可として決裁した。
- (10) 大規模災害に係る緊急通行車両等の確認等事務処理の変更に伴う公安委員会事務専決規程の一部改正について
令和5年9月1日に災害対策基本法施行令等が一部改正されることに伴い、公安委員会事務専決規程を一部改正する旨の報告があり、可として決裁した。
- (11) 交通規制の実施について
8月中に実施予定の横断歩道、進行方向別通行区分等98か所の交通規制について上申があり、可として決裁した。
- (12) 講習の委託に係る資格認定の公表について
公安委員会が行う講習の委託に係る資格認定について、令和5年度に一般競争入札を実施する「更新時講習等業務」として、9月1日から10月31日までの間に大阪府警察ホームページにより公表する旨の上申があり、可として決裁した。

2 報告事項

- (1) 人事評価に係る報告について
「警察庁長官及び地方警務官に係る人事評価実施規程」に基づき、警察本部長に係る能力評価及び業績評価のための自己申告の内容について報告があった。
- (2) 監察案件について
監察案件について報告があった。

- (3) 7月中の懲戒等措置結果について
7月中の懲戒等措置結果について報告があった。
- (4) 令和6年大阪府警察重点目標の策定方針について
令和6年大阪府警察重点目標の策定方針について報告があった。
- (5) 裁決取消請求事件の終結について
大阪地方裁判所に提訴されていた裁決取消請求事件1件の判決について報告があった。
- (6) 集団示威運動等に係る専決事務の処理状況について
7月31日から8月13日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

以 上